

毒物劇物業務上取扱者の手引

【目次】

1	届出	
(1)	毒物劇物業務上取扱者届	2
(2)	毒物劇物業務上取扱者変更届	3
(3)	毒物劇物業務上取扱者廃止届	3
(4)	毒物劇物取扱責任者の設置届	3
(5)	毒物劇物取扱責任者の変更届	3
2	毒物劇物の取扱いについて	
(1)	保管	4
(2)	表示	4
(3)	廃棄	4
(4)	事故の際の措置	4
(5)	盗難・紛失の際の措置	4
(6)	貯蔵	4
(7)	運搬	5
(8)	その他	6
	(参考資料) 毒物劇物の運搬時に必要な保護具	7

平成27年4月

北九州市保健所

1 届出

(1) 毒物劇物業務上取扱者届

政令で定める事業を行う者であって、業務上シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物又は劇物を取り扱う場合は、事業場ごとに、毒物又は劇物を取り扱うこととなった日から30日以内の届出が必要です。

政令で定める事業	政令で定めるその他の毒物又は劇物
電気めつきを行う事業	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
金属熱処理を行う事業	
運送事業 ※最大積載量が5,000キログラム以上の自動車若しくは被牽引自動車(以下「大型自動車」という。)に固定された容器を用い、又は内容積が1,000リットル(四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合は200リットル)以上の容器を大型自動車に積載して行う場合	1 黄燐
	2 四アルキル鉛を含有する製剤
	3 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの
	4 弗化水素及びこれを含有する製剤
	5 アクリルニトリル
	6 アクロレイン
	7 アンモニア及びこれを含有する製剤で液体状のもの (アンモニア10%以下を含有するものを除く。)
	8 塩化水素及びこれを含有する製剤で液体状のもの (塩化水素10%以下を含有するものを除く。)
	9 塩素
	10 過酸化水素及びこれを含有する製剤 (過酸化水素6%以下を含有するものを除く。)
	11 クロルスルホン酸
	12 クロルピクリン
	13 クロルメチル
	14 硅弗化水素酸
	15 ジメチル硫酸
	16 臭素
	17 硝酸及びこれを含有する製剤で液体状のもの (硝酸10%以下を含有するものを除く。)
	18 水酸化カリウム及びこれを含有する製剤で液体状のもの (水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く。)
	19 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤で液体状のもの (水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。)
	20 ニトロベンゼン
	21 発煙硫酸
	22 ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤で液体状のもの (ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。)
	23 硫酸及びこれを含有する製剤で液体状のもの (硫酸10%以下を含有するものを除く。)
しろありの防除を行う事業	砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤

【提出書類】

- ① 毒物劇物業務上取扱者届
- ② 事業場平面図(※寸法及び毒物劇物貯蔵設備の位置、毒物劇物使用場所を明記してください。)
- ③ 毒物劇物貯蔵設備の概要(運送業の場合は運搬車両)
※立体図に寸法(縦、横、高さ)、かぎ及び表示の位置を記入してください。
- ④ 使用、運搬等の取扱工程の概略図(フロー図等)

(2) 毒物劇物業務上取扱者変更届

下記①～③の事項を変更した場合は、変更後 30 日以内の届出が必要です。

- ① 氏名又は住所（法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地）
- ② 取り扱う毒物及び劇物の品目
- ③ 事業場の名称又は所在地

【提出書類】

- | |
|-------|
| ① 変更届 |
|-------|

(3) 毒物劇物業務上取扱者廃止届

下記①～②の事項に該当する場合は、廃止後30日以内の届出が必要です。

- ① 当該事業場における事業を廃止したとき
- ② 当該事業場において、業務上シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物劇物を取り扱わないこととなったとき

【提出書類】

- | |
|-------|
| ① 廃止届 |
|-------|

(4) 毒物劇物取扱責任者の設置届

(1) に該当する業務上取扱者については、事業場ごとに専任の毒物劇物取扱責任者を置かなくてはなりません。設置後 30 日以内の届出が必要です。

【資格】

次のいずれかに該当する者でなければ、毒物劇物取扱責任者となることができません。

- ・ 薬剤師
- ・ 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
- ・ 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

【提出書類】

- | | |
|---|----------------|
| ① 毒物劇物取扱責任者設置届 | |
| ② 資格を証する書類 | |
| ・ 薬剤師 | : 免許証 |
| ・ 応用科学の学課修了者 | : 卒業証明書、成績証明書等 |
| ・ 毒物劇物取扱責任者試験合格者 | : 合格証 |
| ③ 医師の診断書（3ヶ月以内のもの） | |
| (毒物及び劇物取締法第8条第2項第2号及び第3項に該当しないことを証するもの) | |
| ④ 宣誓書 | |
| (毒物及び劇物取締法第8条第2項第4号に該当しないことを証するもの) | |
| ⑤ 雇用契約書の写し又は在籍証明書（法人の役員の場合） | |

(5) 毒物劇物取扱責任者の変更届

毒物劇物取扱責任者を変更後、30日以内の届出が必要です。

【提出書類】

- | |
|----------------------------|
| ① 毒物劇物取扱責任者変更届 |
| ※その他の添付資料については、設置届出時と同様です。 |

2 毒物劇物の取扱いについて

「毒物劇物業務上取扱者」の届出の要否にかかわらず、盗難・紛失及び漏えい等防止、毒物又は劇物の表示、事故の際の措置等の義務があります。

(1) 保管

- ① 毒物劇物の盗難、紛失を防ぐために、必要な措置を講じてください。
(毒物劇物は専用の堅固な鍵付き保管庫で保管してください。)
- ② 毒物劇物の飛散、流出等を防ぐために、必要な措置を講じてください。
- ③ 毒物劇物の容器として、飲食物の容器として通常使用されるものを使用してはいけません。

(2) 表示

- ① 毒物劇物の容器に、毒物については「医薬用外毒物（赤地に白色の文字）」、劇物については「医薬用外劇物（白地に赤色の文字）」を表示してください。
- ② 毒物劇物を貯蔵又は陳列する場所に、毒物については「医薬用外毒物」、劇物については「医薬用外劇物」と表示してください。

(3) 廃棄

- ① 毒物劇物の廃棄は、政令で定める技術上の基準に従い、適切に行ってください。
(中和、加水分解、酸化、還元、稀釈等)
- ② 事業所で処理できないものは、産業廃棄物処理業者に委託してください。

(4) 事故の際の措置

- ① 毒物劇物等が飛散、漏れ、流出等の事故が発生した場合には、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出なければなりません。
- ② 保健衛生上の危害を防止するために、必要な応急の措置を講じてください。
(※日頃から、事故時の対処方法等が記載されている製品安全データシート (MSDS) を収集・整理しておくことが重要です。)

(5) 盗難・紛失の際の措置

毒物劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに警察署に届け出なければなりません。(※日頃から、毒物劇物の在庫量を把握しておいてください。)

(6) 貯蔵

- ① 毒物劇物が飛散、流出等しないように、タンクの周りに防液堤を設置する等必要な措置を講じてください。
- ② 毒物劇物が地下にしみ込まないように、床面をコンクリート等不浸透性とする等必要な措置を講じてください。

(7) 運搬

① (運搬用具)

毒物劇物等を製造所等の外において運搬する場合には、飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければなりません。

② (容器又は被包)

毒物劇物を車両又は鉄道によって運搬する場合には、次の基準に適合しなければなりません。

- i) 毒物劇物が容器又は被包に収納されていること。
- ii) 蓋をし、弁を閉じる等の方法により、容器又は被包が密閉されていること。
- iii) 1回に1,000kg以上運搬する場合は、容器又は被包の外部に、その収納した毒物劇物の名称及び成分の表示がなされていること。

③ (積載の態様)

毒物劇物を車両又は鉄道によって運搬する場合には、その積載の態様は、次の基準に適合するものでなければなりません。

- i) 容器又は被包が落下し、転倒し、又は破損することのないように積載されていること。
- ii) 積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、容器又は被包が当該積載装置の長さ又は幅をこえないように積載されていること。

④ (運搬方法)

政令で定める毒物劇物を車両を使用して1回につき5,000kg以上運搬する場合には、その運搬方法は、次の基準に適合するものでなければなりません。

- i) 連続運転時間が4時間を超える場合又は1日当たり9時間を超えて運送する場合は、交替して運転する者を同乗させること。

※連続運転時間：1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の連続の中断をすることなく連続して
運転する時間

- ii) 車両に0.3メートル平方の板に黒地に白文字で「毒」と表示した標識を車両の前後の見やすい箇所に掲げること。
- iii) 車両には、防毒マスク、ゴム手袋その他事故の際に応急の措置を講ずるために必要な保護具で厚生労働省令で定めるものを2人以上備えること。
- iv) 車両には、運搬する毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに事故の際に講じなければならない応急措置の内容を記載した書面を備えること。

⑤ (荷送人の通知義務)

毒物劇物の1回の運送量が1,000kgを超え、他に委託して車両又は鉄道で運搬する場合は、荷送人は運送人に対し、あらかじめ次の内容を記載した書面を交付しなければならない。

- i) 当該毒物劇物の名称、成分、その含量、数量
- ii) 事故の際に講じなければならない応急措置の内容

(8) その他

なお、以下の毒物は、貯蔵、運搬、使用等について政令で細かく規定されており、それらを遵守する必要があります。

- ① 四アルキル鉛を含有する製剤
- ② モノフルオール酢酸の塩類又はモノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
- ③ ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤
- ④ 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤
- ⑤ 無機シアン化合物たる毒物
- ⑥ 弗化水素又はこれを含有する製剤 (70%以上を含有するものに限る)

1 保護具が必要な毒物劇物（毒物及び劇物取締法施行規則別表第5）

毒物劇物の種類	保 護 具		
	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣	保護 眼鏡	防毒 マスク
黄燐	○		酸性ガス用
四アルキル鉛を含有する製剤	○（白色）		有機ガス用
無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの	○		青酸用
弗化水素及びこれを含有する製剤	○		酸性ガス用
アクリルニトリル	○		有機ガス用
アクロレイン	○		有機ガス用
アンモニア及びこれを含有する製剤（10%以下を除く）で液体状のもの	○		アンモニア用
塩化水素及びこれを含有する製剤（10%以下を除く）で液体状のもの	○		酸性ガス用
塩素	○		普通ガス用
過酸化水素及びこれを含有する製剤（6%以下を除く）	○	○	
クロルスルホン酸	○		酸性ガス用
クロルピクリン	○		有機ガス用
クロルメチル	○		有機ガス用
砒弗化水素酸	○		酸性ガス用
ジメチル硫酸	○		酸性ガス用
臭素	○		普通ガス用
硝酸及びこれを含有する製剤（10%以下を除く）で液体状のもの	○		酸性ガス用
水酸化カリウム及びこれを含有する製剤（5%以下を除く）で液体状のもの	○	○	
水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤（5%以下を除く）で液体状のもの	○	○	
ニトロベンゼン	○		有機ガス用
発煙硫酸	○		酸性ガス用
ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（1%以下を除く）で液体状のもの	○		有機ガス用
硫酸及びこれを含有する製剤（10%以下を除く）で液体状のもの	○	○	

- この表に掲げる防毒マスクは、空気呼吸器又は酸素呼吸器で代替させることができる。
 - 防毒マスクは隔離式全面形のものに、空気呼吸器又は酸素呼吸器は全面形のものに限る。
 - 保護眼鏡は、プラスチック製一眼型のものに限る。
 - 保護手袋、保護長ぐつ及び保護衣は、対象とする毒物又は劇物に対して不浸透性のものに限る。
- （*）保護手袋、保護長ぐつ、保護衣の欄に○印のある毒物劇物については、3種類とも備える必要がある。

2 液体状のものを内容積が1,000ℓ以上の容器に収載して運搬する場合に保護具が必要な毒物劇物（昭和63年6月15日薬発第511号通知）

毒物劇物の種類	保 護 具	
	保護手袋、 保護長ぐつ 保護衣 保護眼鏡	防毒 マスク
アクリルアミドを含有する製剤で液体状のもの	○	
塩素酸塩類を含有する製剤（爆発薬を除く）で液体状のもの	○	
重クロム酸塩類を含有する製剤で液体状のもの	○	
無水クロム酸を含有する製剤で液体状のもの	○	
アニリン	○	有機ガス用
キシレン	○	有機ガス用
クレゾール及びこれを含有する製剤（5%以下を含有するものを除く）	○	有機ガス用
クロロホルム	○	有機ガス用
酢酸エチル	○	有機ガス用
トルエン	○	有機ガス用
四塩化炭素及びこれを含有する製剤	○	有機ガス用
二硫化炭素及びこれを含有する製剤	○	有機ガス用
フェノール及びこれを含有する製剤（5%以下を含有するものを除く）	○	有機ガス用
メタノール	○	有機ガス用
メチルエチルケトン	○	有機ガス用
砒弗化水素酸	○	酸性ガス用

- この表に掲げる防毒マスクは、空気呼吸器又は酸素呼吸器で代替させることができる。なお、「アニリン、クロロホルム、四塩化炭素及びこれを含有する製剤並びに二硫化炭素及びこれを含有する製剤」の「有機ガス用防毒マスク」及び「砒弗化水素酸」の「酸性ガス用防毒マスク」については「空気呼吸器」を備えることが可能であるならば「空気呼吸器」を備えることが望ましい。
 - 防毒マスクは、隔離式全面形のものに、空気呼吸器又は酸素呼吸器は、全面形のものに限る。
 - 防毒マスクの吸収缶は、予備として有効期間内の未開封品を一人あたり2個以上備える。
 - 保護眼鏡は、プラスチック製一眼型のものに限る。
 - 保護手袋、保護長ぐつ及び保護衣は、対象とする毒物又は劇物に対して不浸透性のものに限る。
- （*）保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、保護眼鏡の欄に○印のある毒物劇物については4種類とも備える必要がある。

3 内容積が450ℓ以下の小型運搬容器に収納して運搬する場合に保護具が必要な毒物劇物 (平成3年3月16日薬発第255号通知)

毒物劇物の種類	保 護 具	
	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 保護眼鏡	防毒 マスク
アニリン	○	有機ガス用
N-アルキルアニリン	○	有機ガス用
2-イソプロピル-4-メチル-6-ジエチルフェニル(別名ダイアジノン)及びこれを含有する製剤(1%以下を含有するものを除く)で液体状のもの	○	有機ガス用
1,1'-イミド(オキサゾール)ジケタジン(別名イミノクタジン)を含有する製剤(3.5%以下を含有するものを除く)で液体状のもの	○	有機ガス用
O-エチル-O-(2-イソプロピル-6-メチルフェニル)-N-イソプロピル-4-メチルフェニル(別名イソフェンホス)	○	有機ガス用
N-エチル-O-(2-イソプロピル-6-メチルフェニル)-O-メチルフェニル(別名プロペタンホス)	○	有機ガス用
エチルジフェニルジチオホスフェイト	○	有機ガス用
2-エチルチオメチルフェニル-N-メチルカルバメート(別名エチオフェンカルブ)	○	有機ガス用
エチルチオメトン	○	有機ガス用
エチルチオフェニルチオホスフェイト(別名E.P.N)を含有する製剤で液体状のもの	○	有機ガス用
O-エチル-O-4-メチルチオフェニル-S-プロピルジチオホスフェイト	○	有機ガス用
エチレンクロロヒドリン	○	有機ガス用
クレゾール及びこれを含有する製剤(5%以下を含有するものを除く)	○	有機ガス用
2-クロロメチルトリメチルアンモニウム塩類を含有する製剤	○	有機ガス用
クロロピクリンおよびこれを含有する製剤	○	有機ガス用
酢酸エチル	○	有機ガス用
有機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの	○	有機ガス用
ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤	○	有機ガス用
O,O'-ジエチル-O-(2-キノキサリニル)チオホスファート(別名キナルホス)を含有する製剤	○	有機ガス用
ジエチル-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジンフェニルを含有する製剤(1%以下を含有するものを除く)で液体状のもの	○	有機ガス用
ジエチル-(5-フェニル-3-イソプロピル)チオホスフェイト(別名イソチオ)を含有する製剤(2%以下を含有するものを除く)	○	有機ガス用
ジニトロクレゾールを含有する製剤で液体状のもの	○	有機ガス用
2,2'-ジピリジニウム-1,1'-エチレンジブロミドを含有する製剤	○	有機ガス用
ジプロピル-4-メチルチオフェニルホスフェイト	○	有機ガス用
ジメチル-2,2'-ジクロロ-1,1'-ジフェニル(別名DDVP)及びこれを含有する製剤で液体状のもの	○	有機ガス用
ジメチルジフェニルジチオホスフェイトを含有する製剤(3%以下を含有するものを除く)で液体状のもの	○	有機ガス用
3-ジメチルジフェニル-S-メチル-5-メチル-1,3,4-チアジアゾリン-2-オンを含有する製剤で液体状のもの	○	有機ガス用
2,2'-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル-N,N-(2-エチルカルボニル)-N-イソプロピル-S-フェニル-N-メチルカルバメート(別名ベンツフラカルブ)	○	有機ガス用
1,1'-ジメチル-4,4'-ジピリジニウム塩類を含有する製剤	○	有機ガス用
ジメチルジプロムジクロロエチルホスフェイトを含有する製剤で液体状のもの	○	有機ガス用
ジメチル-(N-メチルカルバメート)-ジフェニル(別名ジメトエート)を含有する製剤で液体状のもの	○	有機ガス用
ジメチル-4-メチルカルバト-3-メチルフェニルホスフェイト及びこれを含有する製剤(2%以下を含有するものを除く)で液体状のもの	○	有機ガス用
3-(2-メチルフェニル)-N-メチルジクロロホスファート	○	有機ガス用
テトラエチルジチオホスフェイト	○	有機ガス用
トリクロロ-2-ピリジンチオホスフェイトを含有する製剤(10%以下を含有するものを除く)で液体状のもの	○	有機ガス用
トルイジン	○	有機ガス用
トルエン	○	有機ガス用
ニコチン塩類を含有する製剤で液体状のもの	○	有機ガス用
砒素化合物たる毒物を含有する製剤で液体状のもの	○	有機ガス用
フェノールを含有する製剤(5%以下を含有するものを除く)	○	有機ガス用
プラスチック塩類を含有する製剤で液体状のもの	○	有機ガス用
メチルイソチオシアネートを含有する製剤	○	有機ガス用
5-メチル-1,2,4-トリアゾ[3,4-b]ベンゾチオール(別名トリシクラゾール)を含有する製剤(8%以下を含有するものを除く)で液体状のもの	○	有機ガス用
N-メチル-1-メチルカルバメートを含有する製剤(5%以下を含有するものを除く)で液体状のもの	○	有機ガス用
3-メチルフェニル-N-メチルカルバメートを含有する製剤(2%以下を含有するものを除く)で液体状のもの	○	有機ガス用
2-(1-メチル-2-プロピル)-フェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤(2%以下を含有するものを除く)で液体状のもの	○	有機ガス用
一水素二酸化アンモニウムを含有する製剤で液体状のもの	○	酸性ガス用
ブロム水素を含有する製剤で液体状のもの	○	酸性ガス用
硼弗化水素酸	○	酸性ガス用
クロム酸塩類を含有する製剤(7.0%以下を含有するものを除く)で液体状のもの	○	
重クロム酸塩類を含有する製剤で液体状のもの	○	
無水クロム酸を含有する製剤で液体状のもの	○	

- この表に掲げる防毒マスクは、空気呼吸器又は酸素呼吸器で代替させることができる。
 - 防毒マスクは、隔離式全面形のものに、空気呼吸器又は酸素呼吸器は、全面形のものに限る。
 - 保護眼鏡は、プラスチック製のものに限る。
 - 保護手袋、保護長ぐつ、保護衣は、対象とする毒物又は劇物に対して不浸透性のものに限る。
- (*) 保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、保護眼鏡の欄に○印のある毒物劇物については、4種類とも備える必要がある。